

喜育こども園  
重要事項説明書



社会福祉法人 喜育園立  
喜育こども園

# 育つ喜び 育てる喜び 生きる喜び

すべての子どもの最善の利益と幸福のために

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### ○ 運営主体

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人 喜育園        |
| 所 在 地   | 熊本県熊本市北区植木町一木43-2 |
| 電 話 番 号 | 096-272-0036      |
| 代表者氏名   | 理事長 村上 孝継         |

### ○ 施設の概要

|        |  |
|--------|--|
| 施設の種類  | 幼保連携型認定こども園  |
| 施設の名称  | 喜育こども園   |
| 施設の所在地 | 熊本県熊本市北区植木町一木43-2                                    |
| 連 絡 先  | TEL 096-272-0036<br>FAX 096-272-0036                 |
| 園長氏名   | 村上 孝継  |
| 対象児童   | 生後3ヶ月～小学校就学前の児童                                      |
| 利用定員   | 1号認定 10名 2号認定 55名 3号認定 35名                           |
| 開設年月日  | 認可保育所 昭和 45 年 4 月 1日～<br>幼保連携型認定こども園 平成 27 年 4 月 1日～ |

### ○ 事業の目的・運営方針

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育並びに3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

- ・ 本園は、園是である「育つ喜び、育てる喜び、生きる喜び」に基づき、次代を担う心豊かな児童の育成を行います。
- ・ 本園は、児童憲章に謳ってある「子どもの最善の利益優先」を追求しながら教育・保育を行います。

- ・本園は、子育ての重要な役割は家庭にあることを重視し、保護者との連携を密に取りながら、一人ひとりの子どもに寄り添った教育・保育を行います。
- ・本園は、地域の子育てをしているすべての家庭に対して、子育て相談・支援を行います。
- ・本園は、条例が定める職員や設備の基準その他の関係法令等を順守します。

## 2. 提供する教育・保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。なお、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するよう配慮します。

### ○ 特定教育・保育

#### 《特色》

- ・ゆっくり育つ権利を保障する

子どもはゆっくり育つ権利を持っています。忙しい現代社会の「早く、急いで、便利に」という大人の経済論理を優先させず、五感をフルに活用して実体験に学ぶ時間を保障する生活重視型の教育・保育活動を、系統的、論理的に展開していきます。

- ・肯定を基本に導く

子どものありのままの姿を肯定的に受け止めるところから教育が始まります。また、保育者の人格（言動）が、子どもの心身の健やかな発達に大きく影響を及ぼすことを自覚し、安定した情緒で、肯定を基本に導きます。

《教育・保育形態》 0～2歳児までがクラス編成

3～5歳児までが学級編成とする

（年間行事及びデイリープログラムに関しては、別ページ参照）

### ○ 食事の提供

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。（詳細は別ページ参照）

#### 《提供時間》

|     | 提供日   | 午前間食 | 昼食    | 午後間食 |
|-----|-------|------|-------|------|
| 0歳児 | 月～土曜日 | 9時頃  | 11時頃  | 3時頃  |
| 1歳児 | 月～土曜日 | 9時頃  | 11時頃  | 3時頃  |
| 2歳児 | 月～土曜日 | 9時頃  | 11時半頃 | 3時頃  |

|                 |       |  |      |     |
|-----------------|-------|--|------|-----|
| 3歳以上児<br>(1号認定) | 月～金曜日 |  | 12時頃 |     |
| 3歳以上児<br>(2号認定) | 月～土   |  | 12時頃 | 3時頃 |

○ 子育て支援事業

本園では子育て支援事業として、次に掲げる事業を実施しています。

(1) 親心プロジェクト（保護者対象の一日保育体験）

本園では、松居和さんの親心体験プロジェクト運動に賛同し、一日保育体験制度を設けています。保護者の方には、年一回、各クラス1名ずつ、こども園の暮らしを体験していただきます。

(2) 育児講座・講演会

(3) 子育てルーム（育児相談・個人面談・ハンドメイドの会等）

○ 延長保育

2号・3号認定こどもの、通常利用時間外の延長保育を実施しています。

※利用時間及び利用料は6ページをご覧ください。

《施設及び設備》

・敷地及び園舎

|    |       |                                   |
|----|-------|-----------------------------------|
| 敷地 | 敷地全体  | 1985,48㎡                          |
|    | 園庭    | 1286,05㎡                          |
| 園舎 | 構造    | 鉄筋コンクリート2階建て一部木造<br>築23年 平成4年4月完成 |
|    | 延べ床面積 | 699,43㎡                           |

・主な設備

| 設備          | 部屋数 | 面積      | 備考     |
|-------------|-----|---------|--------|
| 乳児室<br>ほふく室 | 2室  | 71,93㎡  |        |
| 調乳室         | 1室  | 2,40㎡   |        |
| 保育室         | 5室  | 187,00㎡ |        |
| 遊戯室         | 1室  | 88,00㎡  |        |
| 調理室         | 1室  | 29,50㎡  |        |
| 食堂          | 1室  | 25,00㎡  |        |
| 職員室         | 1室  | 55,55㎡  | 保健室と兼用 |
| 応接室         | 1室  | 16,00㎡  |        |

### 3. 職員について

#### ○ 職種、員数及び職務の内容

| 職 種              | 常勤 | 非常勤 | 職務の内容                                       |
|------------------|----|-----|---|
| 園長               | 1人 |     | 教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。 |
| 副園長              | 1人 |     | 園長を補佐し円滑な管理運営を行う。                           |
| 主幹保育教諭           | 1人 |     | 園長を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育を行う。                   |
| 保育教諭<br>園児数により増減 | 数人 | 数人  | 教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行う。                 |
| 栄養士              | 2人 |     | 献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。             |
| 調理員              |    | 1人  | 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。                   |
| 事務員              |    | 1人  | 園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。                     |
| 看護師              |    | 1人  | 園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。                         |

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※12時間開園のために職員は3チームでローテーション勤務していますので、保護者の皆様と担任が直接お会いできない日もあります。連絡事項などは、連絡帳や当番職員へ口頭でお知らせください。

## 4. 教育・保育を行う日・時間

### ○ 通常利用時間

| 利用区分           | 利用時間                    | 休業日  |
|----------------|-------------------------|--|
| 1号認定           | 月～金曜日<br>9：00～<br>13：00 | ・土曜日<br>・夏季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで<br>・冬季休業 〇月〇〇日から翌年〇月〇〇日まで<br>・春季休業 〇月〇〇日から〇月〇〇日まで<br>※地域の小学校の休業日に準じる。 |
| 2号認定<br>(標準時間) | 月～土曜日<br>7：00<br>～18：00 | ・日曜日<br>・年末年始（12月29日から1月3日）<br>・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する日）  |
| 2号認定<br>(短時間)  | 月～土曜日<br>8：00<br>～16：00 |  |
| 3号認定<br>(標準時間) | 月～土曜日<br>7：00<br>～18：00 |  |
| 3号認定<br>(短時間)  | 月～土曜日<br>8：00<br>～16：00 |  |

※2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します

※教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、休業日に教育・保育を行う場合があります。

※非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日とする場合があります。

### ○喜育園の休み

喜育園は原則として、2号、3号認定の場合、上記以外一斉休園することはありません。各家庭の休みの計画や、保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、盆休みなどが「それぞれの子どもたちの休日」です。

喜育園が開園しているから登園させなければならないのではありません。

乳幼児にとって子ども同士集団の中で遊んだり、生活することは健やかな発達を促すうえで大切な経験となります。喜育園は、そのための遊び場や遊具を整え、保育教諭が理想的な子育てを追求しています。

しかし、子育ての主役は保護者の皆さんです。

1. 乳幼児期は、子どもの生活時間を優先した大人の時間を作りましょう。

0歳から6歳までは特に、親と過ごす時間をたくさん用意してあげることが大切です。

2. 親が休める日・時間は、子どもと一緒に過ごしましょう。

3. 学校も土曜日はお休みです。週5日制の職場も多くあります。週末休暇のある方は、子どもたちとゆっくり過ごす時間にしましょう。

ご家庭で愛され、親との愛着関係が豊かであればあるほど、子どもの情緒は安定し、集団生活の場面で友達とのかかわり方もスムーズになり、個性に応じた子どもらしい発達を遂げることができます。

#### ○延長保育事業

| 利用区分   | 利用時間             | 利用料           |
|--------|------------------|---------------|
| 保育標準時間 | 18時00分から19時00分まで | 200円(1回一人当たり) |
| 保育短時間  | 16時00分から17時00分   | 200円(1回一人当たり) |

※夕方の保育（延長保育）は2名の当番保育教諭が対応いたします。

※延長保育を利用される際は、事前にご連絡ください。

## 5. 保育料等

### ○ 利用者負担（基本保育料）

毎月の基本保育料は以下のとおりとします。

- ・金額 居住地の市町村が収入に応じて定める額
- ・支払方法 口座振替
- ・引落日 毎月末（土日祝日の場合は、翌営業日）

### ○ 特定負担金（上乗せ徴収）

| 利用区分        | 費用の種類 | 使途・目的        | 納付額 | 納付時期 |
|-------------|-------|--------------|-----|------|
| 1号認定子ども     | 入園費   | 入園に係る費用として   | 0円  | 入園時  |
| 1、2、3号認定子ども | 施設整備費 | 施設整備に係る費用として | 0円  | 月ごと  |
| ・・・         | ・・・   | ・・・          |     |      |

### ○ 実費徴収額

教育・保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を徴収します。

| 利用区分     | 費用の種類 | 使途・目的              | 納付額                   | 納付時期 |
|----------|-------|--------------------|-----------------------|------|
| 1号認定子ども  | 給食費   | 給食に係る費用として         | 6,000円                | 月ごと  |
| 2号認定子ども  | 主食費   | 主食に係る費用として         | 1,000円                | 月ごと  |
| 1号、2号、3号 | 特別行事費 | 特別行事に係る費用として       | 3,600円<br>(300円×12か月) | 入園時  |
|          |       | クラス別活動費<br>個人別教材費等 | 都度指定                  | 都度徴収 |

### ○ 滞納があった場合の取扱いについて

上記に掲げる保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。



## 6. 利用定員

### ○ 年齢別利用定員

| 利用区分 | 0歳  | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1号認定 |     |     |     | 3名  | 3名  | 4名  | 10名 |
| 2号認定 |     |     |     | 15名 | 20名 | 20名 | 55名 |
| 3号認定 | 10名 | 10名 | 15名 |     |     |     | 35名 |

### ○ 学級編制

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、次のとおり、学級を編制します。

- ・ 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。
- ・ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。
- ・ 各学級には、専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上配置する。

## 7. 利用の開始及び終了に関する事項

### ○ 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・ 1号認定：本園に直接、お申込ください。定員を超える利用希望がある場合には、園則の規定により選考を行います。
- ・ 2号・3号認定：「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書等を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。熊本市の利用調整により、入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
- ・ 入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。

### ○ 退園・転園・休園

- ・ 退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・ 転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・ 市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・ 2号・3号認定子どもの休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。
- ・ 園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となります。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

【園内見取り図】

親子一緒に玄関から登園し、玄関から帰ります。



生きている命は温かい。生きている命に学ぶ喜育こども園です。

## 8. 緊急時の対応及び非常災害対策

### ○ 緊急時の対応

|        |  |
|--------|--|
| 管轄警察署  | 山鹿警察署（植木交番）  |
| 病院     | 桑原医院 小児科<br>（熊本市北区植木町岩野457-4）  |
| 対応方法   | 園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。 |
| 一斉連絡方法 | ・各クラスで連絡網を作成し、電話連絡を行います。   |
| 本園の対策  | ・防犯カメラ 2台<br>・事故防止に関する定期的な職員研修の実施  |

### ○ 非常災害対策

|        |                          |       |      |      |
|--------|--------------------------|-------|------|------|
| 消防計画   | 植木消防署 平成 25 年 6 月 25 日届出 |       |      |      |
|        | 防火管理者                    | 村上 孝継 |      |      |
| 避難訓練   | 火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。    |       |      |      |
| 防災設備   | 自動火災報知機・誘導灯・消火器          |       |      |      |
| 避難場所   | 第1避難                     | 第一駐車場 | 第2避難 | 一木神社 |
| 園児の引渡し | 上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。 |       |      |      |

## 9. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |  |                                   |                                     |
|---------------|--|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 本園ご利用<br>相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付担当者 林田万寿美・牛島美保</li> <li>・解決責任者 村上 孝継</li> <li>・ご利用時間 8:30～ 17:30（月～金）</li> <li>・電話番号 096-272-0036</li> <li>・FAX 096-272-0036</li> </ul> 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。 |                                   |                                     |
|               | 第三者委員  | 今井 祐介                             | 電話番号 096-272-5247<br>役職・肩書等 植木地区保護司 |
| 堤 順子          |  | 電話番号 096-272-0032<br>役職・肩書等 元民生委員 |                                     |

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 10. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 保険の種類 | ほいくのほけん（旧全私保連保険制度） |
| 保険の内容 | 園児賠償責任保険           |
| 保険金額  | 全私保連保険金支払指針に基づく    |

## 11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

○園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

○ホームページについて

本園のホームページは、園児および保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。

使用させていただく写真は、個人の特定ができないものに限りです。

写真の取り扱いについては、十分の配慮をいたしますので、掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

## 12. 提携する医療機関等

|     |                  |                   |
|-----|------------------|-------------------|
| 種類  | 園医（小児科）          | 園歯科医              |
| 病院名 | 桑原小児科医院          | 藤岡歯科医院            |
| 所在地 | 熊本市北区植木町岩野 457-4 | 熊本市北区植木町植木 118-2F |
| 院長名 | 桑原 淑子            | 藤岡 憲昭             |
| TEL | 096-273-3330     | 096-273-0211      |

※このほか、園薬剤師による園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行っています。

### 13. 園からのお願い

子どもの最善の利益と幸福を優先するには、家庭とこども園の双方が、同じ価値観、子ども観を持ち、理想の子育てに向かって、車の両輪のように前に進むことが求められます。

0歳から就学前の子どもたちの心身の発達の姿について、同じ情報を持ち、互いに理解、協力し合って教育・保育を進めていきたいと思っています。

子どもは、愛されるために生まれてきました。たくさんの人に出会い、たくさんの人に愛され、認められ、自己肯定観を持つ意欲的な人格が育っていきます。

家庭と喜育こども園と一体となって、「育つ喜び、育てる喜び、生きる喜び」のある子育てをしていきましょう。

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

#### ○家庭との連携について

- ・ 家庭の状況に変更があった場合は、必ず、速やかにお知らせください。  
※住所（転居）・勤務先・電話番号・緊急連絡先、保険証の番号・家族構成等
- ・ 迎えの方が通常と変わる場合は、登園の際、口頭もしくは連絡帳で伝えるか、急に変更になるときは、必ず電話連絡をしてください。連絡なしの場合は、お迎えに来られてもお子さんを引き渡すことはできませんのでご了承ください。
- ・ 本園の年間行事は入園時にお知らせいたします。保護者参加行事日を確認し、家族のどなたかが必ず参加してください。
- ・ 個人情報保持のため、無断で園児や園内の写真等のインターネット上への掲載は厳禁です。
- ・ 病児・病後保育は致しません。

#### ○その他

- ・ 園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 教育・保育時間について

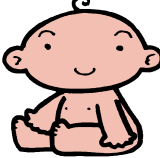

|  |  | 3号認定   |  |   | 1号認定・2号認定  |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|--|
| クラス  | ハイ組  | ヨチ組  | チヨロ組   | ピヨン組  | テク組  | ドン組  |  |
| 時 間  | <br>(0歳児) | <br>(1歳児)                         | <br>(2歳児) | <br>(3歳児) | <br>(4歳児) | <br>(5歳児) |  |
| 8:00   | 登園   | 登園   | 登園   | 登園  | 登園   | 登園   |  |
| 9:00   | 視診・挨拶<br>検温・手拭   | 視診・挨拶<br>検温・手拭   | 視診・挨拶<br>手洗い   | 視診・挨拶   | 視診・挨拶  | 視診・挨拶  |  |
| 9:10   | 朝のおやつ<br>(満1歳～)  | 朝のおやつ  | 朝のおやつ<br>体操  | <b>1号認定…9:00 登園</b>   |  |  |  |
| 9:30   | お集まり<br>年齢別活動<br>午前寝<br>(月齢による)  | お集まり<br>年齢別活動  | お集まり<br>年齢別活動  | 体操<br>手洗い・うがい<br>お集まり<br>年齢別活動  | 体操<br>手洗い・うがい<br>お集まり<br>年齢別活動   | 体操<br>手洗い・うがい<br>お集まり<br>年齢別活動   |  |
| 10:30  | 離乳食<br>授乳(個別)  | 各年齢に合った保育計画に沿って、午前中の活動(遊びと生活)を行います。9時頃からクラス別の活動が始まります。登園時間が遅くならないように、生活のリズムを確立しておきましょう。<br>3歳以上児は、教育課程に基づく教育を行います。 |  |   |  |  |  |
| 11:15  | 昼食   | 昼食   | 昼食   | 昼食  | 昼食   | 昼食   |  |
| 11:30  | 午睡(昼寝)<br>授乳(個別)   | 午睡(昼寝)   | 午睡(昼寝)   | 五感で感じるおいしい、嬉しい、楽しい食事の時間。3歳以上児は、食堂で昼食をとります。  |  | 午睡(昼寝)   |  |
| 13:00  | おやつ  | おやつ  | おやつ  | おやつ   | おやつ  | おやつ  |  |
| 15:00  | 降園準備   | 降園準備   | 降園準備   | <b>1号認定…13:00 降園</b>  |  |  |  |
| 16:00  | 降園   | 降園   | 降園   | 降園  | 降園   | 降園   |  |
| 16:30～<br>18:00まで  | 遅番職員による合同保育となります。乳児室で過ごします。  |  |  | 遅番職員による合同保育となります。ホールで過ごします。   |  |  |  |
| 18:00～<br>19:00まで  | 延長保育は、延長当番保育教諭2名で対応いたします。(利用者は事前申請のこと) 家族の中で、一番早くお迎えに来られる人が来てください。                         |  |  |   |  |  |  |
| 上記の利用時間は、標準的なものです。<br>就労のため、時間延長保育が必要な方は、延長保育申請書を提出して下さい。<br>利用時間は、就労時間(勤務時間)プラス通勤時間です。買い物や家事時間は含みません。 |  |  |  |   |  |  |  |

# 準備していただくもの

すべての持ち物に  
記名しましょう。

季節やお子さんの発達に合わせて調整してください。

下記の表は目安の枚数です。個人差もありますので、担任にご相談ください。

| クラス<br>準備物            | 0歳児<br>ハイ組 | 1歳児<br>ヨチ組 | 2歳児<br>チョロ組 | 3歳児<br>ピョン組 | 4~5歳児<br>ドンテック組 | 備考  |
|-----------------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------------|---|
| 布おむつ                  | 10組        | 7~10組      | 1枚          |             |                 |  |
| おむつカバー                | 3~4枚       | 2~3組       |             |             |                 |   |
| パンツ                   | 後半3枚       | 4~5枚       | 3~5枚        | 1~3枚        | 1~2枚            |   |
| 下着(肌着)                | 3枚以上       | 3枚         | 3枚          | 1~3枚        | 1~2枚            |   |
| 上着(Tシャツ、トレーナー)        | 3枚以上       | 3枚         | 3枚          | 1~3枚        | 1~2枚            |   |
| ズボン類                  | 3枚以上       | 3~5枚       | 3~5枚        | 1~3枚        | 1~2枚            |   |
| ガーゼ(授乳時)              | 2枚         |            |             |             |                 |  |
| おしぼり                  | 3枚         | 3枚         | 3枚          | ひも付きタオル     |                 |   |
| エプロン(スタイ)             | 2枚         | 2枚         | 1枚          |             |                 |   |
| 帽子                    | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               |   |
| ビニール袋(2枚)<br>(汚れもの入れ) | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               | 毎日準備して下さい。  |
| カップつき水筒               |            |            | ○           | ○           | ○               | 毎日持参  |
| 箸袋入り箸                 |            |            | 後半準備        | ○           | ○               | 3歳以上児のみ   |
| 歯ブラシとコップ              |            |            |             | コップ         | ○               | 週末に持ち帰り   |
| 水着                    | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               | 喜育園預り(夏)  |
| お昼寝用布団・毛布             | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               | 週末に持ち帰り   |
| 連絡帳                   | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               | 毎朝提出  |
| バック<br>年齢に応じた物        | ○          | ○          | ○           | ○           | ○               |   |

## 【入園にあたって準備していただくもの】

- 通園バック 年齢ごとに使いやすい大きさのバックを手作りしていただきます。



- 箸袋 3歳以上児は、食堂で食事をします。完全給食なので、主食(弁当)は不要ですが箸箱と箸、箸袋を用意してください。



- 防災ずきん 東日本大震災(3.11)を機に、防災ずきんを作っていただき、それを着用して毎月の避難訓練を実施しています。(別紙作り方)作り方が不明な場合は、喜育園で一緒に作りましょう。材料と時間を用意してください。避難訓練は3.11を機に、火災発生と地震発生を想定して毎月2回実施しています。



足裏は、第二の心臓!

喜育こども園では、2歳の誕生日を迎えたら、

園庭では、下駄をはいて過ごします。



一足1,400円(日田からの取り寄せです。)購入希望の方は、担任までお申し出ください。

連絡帳は、家庭と喜育園をつなぐ大切なものです。ご家庭での様子やエピソードなども、お知らせいただくと嬉しいです。会議や面談等で、記入ができない場合がありますので、ご了承ください。

# 食事と離乳食について



おいしい、嬉しい、楽しい食事作りを心がけています。毎月発行する献立表をご覧ください。

## (1) 体の栄養、心の栄養

食事は、教育・保育の柱です。0歳児の離乳食から幼児食まで、安心、安全な食材を選んで作ります。

- 添加物を使わず、昆布やかつおぶし、シイタケやいりこ（煮干し）でだしをとり、薄味で素材を生かした献立です。
- コメは、低農薬の米作り農家から直接購入し三分づき米、玄米、白米と献立に応じて喜育園で精米しています。
- ミネラルの多い自然塩、精白していないきび砂糖など調味料にも配慮しています。
- 日本の風土や日本人の体質に合った和食中心の献立を心がけています。



## (2) 幼児食

23年前から全園児の完全給食を行っています。3歳以上児の主食費は喜育園運営費に含まれないので、実費（月額1,000円）を主食費として徴収いたします。

- 毎日の食事（昼食とおやつ）は食堂横のサンプルボックスに展示しています。
  - 3歳以上児（ピョン、テク、ドン組）は、食堂で食べます。
  - 食物アレルギー等で特別の配慮が必要な方は、入園前に個別対応のための面談を行いますので、お知らせください。
- 個人の判断によるものではなく、専門医療機関で検査を行い、その結果に基づいて対応していきます。（詳細は（4）項目）



## (3) 離乳食

離乳食は、ご家庭と連携をとりながら、月齢に応じて個別に進めていきます。

- 生後6カ月をめどに、保護者の方、保育教諭、栄養士、看護師、調理師と乳児の発達状況を見極めながら進めていきます。
- 離乳食が進んでいくとき、サンプルを作り置きして保護者の皆さんに見ていただきます。
- 冷凍母乳をお持ちになりたい方は、お預かりいたしますのでお申し出ください。

## (4) 食物アレルギーをお持ちの方へ

除去食は、親子ともに心理的な負担が大きくなることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食は発達障害や栄養失調なども心配しなければならないといわれています。

**保護者の独自の判断での食物除去依頼にはお応えできません。**

**医療機関でのアレルギー抗体検査や診断を受け、その指示に従って進めるようにします。**

入園の前には、専門の医療機関でアレルギー抗体検査を受け、集団生活（喜育園）に入るに当たって留意すべき点について調べて、その結果の詳細をお知らせ下さい。

- 喜育園でも除去食を作ることもできますが、アレルギーによっては完全除去が難しい場合もあります。保護者の方と喜育園の連携を密にとって、食物アレルギーを克服していきましょう。必要に応じて、家庭から持ってきていただくことも可能です。



# 登降園について



玄関でおはよう！  
玄関でさようなら！



## (1) 登園について

玄関から登園します。駐車場から直接室内に入らないでください。

9時までには登園しましょう。登園が9時30分を過ぎる場合は連絡してください。

育児休業中や求職中などの方の早朝保育や延長保育の利用はご遠慮下さい。

長時間開園（7時から19時）のために、早朝および夕方は当番勤務（時差勤務）で受け入れをしています。担任への伝言等ある場合は、当番職員へ伝えて下さい。

## (2) 降園について

玄関から帰ります。

お迎えの際は、必ず職員に声をかけて下さい。

お迎えの人が変わる場合は、担任もしくは当番職員にご連絡ください。

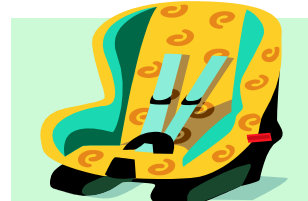
お迎えが午後6時を過ぎる人は保育時間延長登録手続きが必要です。利用希望の方は担任までお申し出下さい。

## (3) チャイルドシートの着用

『チャイルドシート着用は子どもの権利、親の義務』です。

子どもは毎日の繰り返しの中で生活習慣を身につけていきます。

子どもが嫌がるからとか、ちょっとそこまでだからとかの理由で着用しないことのないように。



## (4) 駐車場について

喜育園舎東側駐車場をご利用ください。

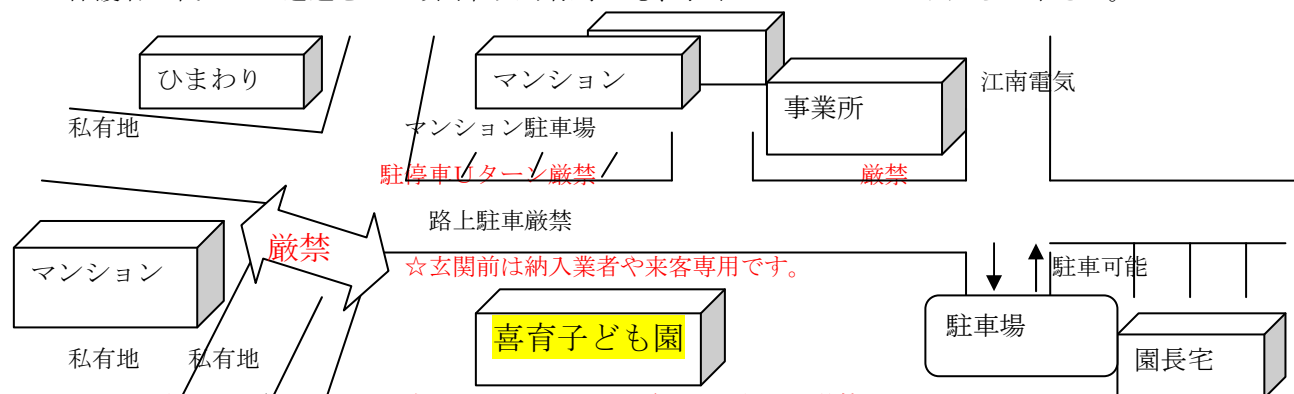
駐車場から玄関までの小さな道（ふれあいロード）には、季節の花々が咲いています。

忙しい時間ですが、ちょっとゆとりをもって親子で歩く時間を楽しみましょう。

## (5) 駐停車およびUターン禁止エリアについて

下記に示すエリアは、「私有地につき利用しないでほしい。」と再三にわたって申し入れがされています。喜育園は地域の中にあって、地域の皆様の不利益やご迷惑にならないように努めなければなりません。喜育園を利用される保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

保護者に代わって送迎をして頂く祖父母様等にも、駐車ルールについてお知らせ下さい。



ここまで侵入してUターンする車があるそうです。私有地への侵入は厳禁です。

☆印のコーナーへの駐停車はマンションから出てくる車両から道路状況が見えにくいいため厳禁。

## (6) 緊急災害時について

通信手段が途切れることが予想され、個人個人との電話対応は困難です。従って、大地震や台風豪雨災害の予報が発令されたら、「喜育園との連絡が取れなくても」できる限り早く園児をお迎えに来て下さい。

お迎えがあるまで喜育園でお世話いたします。また、平日頃から緊急連絡用の携帯電話や自宅の電話番号が変更になった際は必ず喜育園に変更届を出すように心がけて下さい。



## 病後の登園時注意事項

喜育園では、病気にならないようたくましい体力を養っていくことを目指しながら、病気をしても軽くすむように、感染予防の対策の充実に努めています。下記の注意事項をご確認ください。

### (1) 昨夜（前日）熱があったとき

前の日に、熱があったり、体調不調であったり、服薬後の登園など、健康上に変わったことがある時は、登園時に必ずお知らせください。

- ①発熱
  - ②嘔吐・下痢
  - ③機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い
  - ④通院した場合は病院名、病名と症状
- 当園後に体調が悪くなった場合は早めにお知らせします。  
全身症状を見て、熱が高くなくても容体が悪い時は  
ご連絡する場合がありますが、ご了承ください。

#### 家庭連絡の目安

- 発熱のとき
- 発熱がなくても、ぐったりとして生気のない時。
- 微熱が長期にわたって続き、咳などの症状が見られる時。
- 下痢や嘔吐が頻繁な時。

### (2) 病後、登園するとき

病気やけがの後に登園されるときは、医師に「喜育園に通っていること」を伝え、登園してよい状態であるのかを確かめてください。

持病のあるお子さんは、必ず入園の際、お知らせ下さい。  
(アレルギー、けいれん、心臓疾患、ぜんそくなど)

感染症が出た場合は、玄関の掲示板に症状や発病期間、各クラスの患者数をお知らせいたします。  
ご心配なことがありましたら、ご相談ください。

### (3) 感染性の病気の時

**感染症と診断された時には、他のお子さんにうつらないようにお休みをお願いしています。治って登園する場合はかかりつけの医師に登園の可否をおたずね下さい。**

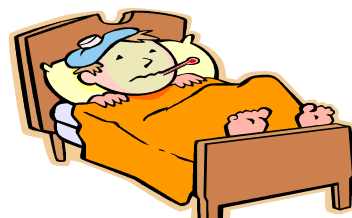
**※感染症によっては、保健所に報告しなければならない場合もあります。**

出席停止の考え方は、患者本人の健康回復が第一ですが流行の防止が目的です。このため出席停止期間は病原体を大量に排泄して他人に容易に感染させる状態の期間が設定されています。

出席停止期間は登園を控え、完全治癒後登園しましょう。  
子ども園は、抵抗力の弱い乳児を含めた集団生活の場です。  
わが子と同じように他のお子さんの健康にも配慮しましょう。

※感染症の登園基準の表を参考にしてください。

はやくげんきになってね！



### (4) 子ども園と薬

**基本的に喜育園では、薬をお預かりいたしません。**時間ごとに服薬しなければならない場合は、症状が重篤であるとみなし、家庭で療養して頂きます。朝（登園前）夕（登園後）就寝前、家庭で薬を与えて下さい。

## 感染症の登園基準

主治医の診断を受けてから登園してください。

| 病 名                       | 登園禁止の期間  |
|---------------------------|--|
| インフルエンザ<br>(新型を含む)        | 発症したあと5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで(発症した日、解熱した日を0と数える) |
| 百日咳                       | 特有の咳が消滅するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで        |
| 麻疹(はしか)                   | 解熱してから3日を経過するまで                                  |
| 急性灰白髄炎(ポリオ)               | 急性期の主要症状が消えるまで                                   |
| ウイルス性肝炎                   | 主要症状が消えるまで                                       |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)           | 耳下腺の腫れが消えるまで                                     |
| 風疹(三日ばしか)                 | 発疹が消えるまで   |
| 水痘(水ぼうそう)                 | すべて発疹がかさぶたになるまで                                  |
| 咽頭性結膜炎(プール熱)              | 主要症状が消えてから2日を経過するまで                              |
| 流行性結膜炎                    | 治癒するまで   |
| 急性出血性結膜炎                  | 治癒するまで   |
| ヘルパンギーナ                   | 解熱して食事ができて元気になるまで                                |
| 手足口病                      | 元気がよければ登園可能                                      |
| りんご病                      | 感染力はないので元気であれば登園可能                               |
| 溶連菌感染症                    | 有効治療を始めて2~3日たってから                                |
| 乳幼児嘔吐下痢症<br>(ロタウイルスによるもの) | 医師が登園を認めるまで                                      |
| 感染症胃腸炎                    | 医師が登園を認めるまで                                      |
| マイコプラズマ肺炎                 | 症状が改善し元気であれば登園可能                                 |
| 突発性発疹                     | 主な症状が消滅し、医師が認めるまで                                |
| 単純ヘルペス感染症                 | 症状が改善し、元気であれば登園可能                                |
| とびひ                       | 医師の許可が出るまで                                       |
| 水いぼ                       | 他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき                            |

※このほか学校保健安全法施行規則第18条において定められた感染症についてはすべて主治医の診断を受けてからの登園をお願いします。

※病児・病後児保育は致しません。